

法定福利費の標準見積書及び算出方法の解説

一般社団法人日本家具保証協会

1. 標準見積書

(1) 概要

建設業は、建設投資の急激かつ大幅な減少に伴い、価格競争の激化や請負市場の不確実等から、本来負担すべき雇用・医療・年金保険の法定福利費の適正な負担を無視し、薄利・低価格で請負う企業や事業者がいる。それは、技能労働者の離職、雇用不安定及び若年入職者の減少の要因にもなっている。

社会保険加入を着実に進めるために、社会保険加入の前提となる法定福利費の原資の確保が必要であり、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう、「社会保険加入の着実なる実行」「法定福利費の標準見積書の活用」の取り組みを関係者の協力を得て推進する。

(2) 法定福利費の原資確保

社会保険未加入を適正化対策を推進するためには、法定福利費の原資確保が必要である。これまで、見積段階から法定福利費が明確でなく、各自の判断、元請けの都合によるなど不統一な状態であった。そのため、工事総額ではなく、当法人が工事に含まれる法定福利費を明示し、必要な原資を確保し、社会保険加入を進めるものとする。

(3) 法定福利費の算出根拠を明確にする専門工事業団体の「標準見積書」

法定福利費の算出根拠が各社間で異なることは比較が難しくする。国土交通省は、専門工事業団体に対し、算出根拠を明確にした団体会員各社が活用できる標準見積書の作成を、総合工事業団体に対しては、専門工事業団体が作成した標準見積書の運用の働きかけをしている。

(4) 家具工事の請負契約における標準見積書の作成

家具工事請負契約において、元請けより法定福利費を明示した標準見積書での提出を求められる場合が予想できるため、国土交通省が提示した下記のガイドに準拠した「材工一式表示の標準見積書（別紙1）」と「材工別表示の標準見積書（別紙2）」を作成する。

- ①標準見積書に法定福利費の内訳明示（事業主負担）
- ②算定に当り用いる保険料率の統一
- ③計算手順の明確化（演算関係を示す形での提示）
- ④歩掛等の根拠の明確化
- ⑤法定福利費の算出方法の統一
- ⑥見積金額を調整するときの法定福利費の取扱い
- ⑦法定福利費内訳明示額にかかる消費税の取扱い
- ⑧適用除外である者の取扱い

2. 工事請負契約

標準見積書の活用は、建設業における技能労働者の処遇改善に対する取り組みである。建設業、非建設業の区分でみるように、建設業種区分に含まれない場合は、売買契約での取引で行うことになる。

2. 1. 改正建設業法に基づく行動指針

(1) 家具を受注する場合

家具製作費＋施工工事費 となる。

2. 2. 標準見積書の適用範囲

(1) 建設業種区分に含まれる受注

工事請負契約を行う場合は、標準見積書の対象になる。

◇建設業法遵守項目

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ①一括下請け禁止（法第 22 条） | → 流通経由の取引ができない |
| ②工事請負契約書の締結（法第 18 条） | → 指定書式【13 項目】 |
| ③施工台帳の作成 | → 下請業者の管理 |
| ④主任技術者の配置（法第 26 条） | → 専任が必要 |
| ⑤営業に関する書類の保存（法第 40 条） | → 指定書類の 10 年間保存 |

(2) 建設業種区分に含まれない受注

工事とは別の作業は、商品に付随する作業として「売買契約事項」として扱う。

3. 事業主負担の法定福利費の算出方法

(1) 法定福利費とは

法定福利費は、法律で定められている「福利厚生費用」である。具体的には、雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険、児童手当拠出金の社会保険料のことである。それぞれ、事業主負担と個人負担の比率が定められている。標準見積書に明示するのは、事業主が負担する法定福利費である。

標準見積書を活用する目的は、法定福利費を算出するための「保険料率」と「算定対象」について算出根拠を明確にし、各社間の統一を図ることである。

(2) 法定福利費の算出方法

法定福利費の基本的な算出方法は、労務費総額に法定保険料率を乗じることで算出するが、労務費総額の把握が困難なため、国土交通書の説明資料に基づき下記の簡便法で算出する。

◇法定福利費の算定方法 1

工事費×工事費当たりの平均的な法定福利費の割合

= 工事費×工事費当りの労務费率×事業主負担の社会保険料率×社会保険加入率

(イ) 基本的方法

各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、それに法定福利費の保険料率を乗じる

法定福利費＝労務費総額 × 法定保険料率

(ロ) 例外的方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当りの平均的な法定福利費を予め算出した上で、個別工事毎の法定福利費を簡便に算出する。

法定福利費＝工事費×工事費当りの平均的な法定福利費の割合 又は 法定福利費＝工事費×数量当りの平均的な法定福利費

(ハ) 年度毎の単価・平均値等を用いる際のポイント

- ①活用した出典根拠を明確にする。
- ②当該割合又は数量当りの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示す。
- ③個別に見積書を提出する際の下請企業は、その内容の合理的な説明が求められる。
- ④実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認められない。

(※ 2013年国土交通省土地建設産業局建設市場整備課・標準見積書の活用等に向けた説明会資料より)

◇法定福利費の算定方法2

法定福利費＝見積金額(契約金)×労務費割合×法定福利费率(事業主負担合計 15.192%)

(イ) 見積金額(契約金)×○%労務費(施工費)

(ロ) 実態に近いシミュレーションを行い標準労務费率を晴漪邸する。第一次・第二次請負業者家具メーカーは11～13%程度)

(ハ) 会員企業は、それぞれ実態に合わせて労務费率を設定する。

(3) 工事費当りの労務费率

工事費は、労務費(賃金)と必要経費の合計であるが、法定福利費の対象は、労務費(賃金)のみである。

工事費 労務費(賃金) 基本給(月給・日給等) 諸手当(家族手当・住宅手当・残業手当・通勤手当・資格手当・休業手当等) 賞与・報酬(賞与・期末手当・勤勉手当等)
必要経費 任意、恩恵的な費用(退職金・結婚祝金・災害見舞金等) 労働の対価でない手当(解雇予告手当・旅費・出張手当等) 福利厚生的な費用(住宅手当・健康診断費用等) 業務活動的な費用(作業衣費用等) その他の費用(教育訓練費・求人募集費用等)

労務费率の算出は、以下に算出する。但し、事業所所在地(都道府県)毎の保険料率及び労務単価での算出は各社に委ねるものとする。

(4) 事業主負担の社会保険料率(保険料率表)

法定福利費の内訳を説明すると、労務費に対する社会保険料の料率うち、健康保険・厚生年金は、毎年料率に変更される。健康保険料率は、全国健康保険協会都道府県支部（加入所在）で算出。介護保険料は、設定料率 1.55%の内 40～64 歳までの加入割合 52.3%を乗じて、その折半を事業主と個人が負担する。

種 類	保険料率	事業主負担 の考え方	事業主負担社 会保険料率	個人負担保険 料率
雇用保険 ①	1.650%	一定割合	1.050%	0.600%
健康保険（東京都の場合）	9.970%	50%	4.985%	4.985%
介護保険	0.904%	50%	0.452%	0.452%
健康保険計②	10.874%		5.437%	5.437%
厚生年金保険	18.300%	50%	9.150%	9.150%
児童手当拠出金	0.150%	100%	0.150%	0.000%
厚生年金保険料計③	17.270%		9.300%	9.150%
合計（①＋②＋③）	29.794%		15.787%	15.187%

各社会保険の料率と事業主負担率は下記機関の資料に基づく。

雇用保険：厚生労働省「建設業に関わる雇用保険料率」。但し、事業主負担と個人負担の保険料率は異なる。

健康保険：全国健康保険協会「保険料率」。但し、都道府県により異なる。事業主負担率は 50%。

介護保険：全国健康保険協会「保険料率」。但し、介護保険第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）が対象である。事業主負担率は 50%。

厚生年金保険：日本年金機構「保険料率」。但し、事業主負担率は 50%。

児童手当拠出金：日本年金機構「保険料率」。但し、事業主負担率は 100%。

（5）社会保険料率

当該工事に従事する直接作業員（主任技術者を含む）が対象であるが、事業所携帯や就労携帯似よって各社会保険の加入義務が違ふ。下表は、事業形態・就労形態別に各保険の加入義務を示している。但し、○は、加入義務があるもの、×は適用外のものである。

		就労形態	雇 用 保 険	健 康 保 険	介 護 保 険	厚生年金 保険	児童手当 拠出金
法人	常用労働者		○	○※	○※	○	○
	短時間労働者		×	×	×	×	×
	役員等			○※	○※	○	○
個人事業主	常用 4 人 以下	常用労働者	○	×	×	×	×
	常用 5 人 以上	常用労働者	○	○※	○※	○	○
		短時間労働者		×	×	×	×
一人親方			×	×	×	×	×

※印のある保険は、建設国民保険組合に加入し「健康保険の除外認定」を請けている場合は適用を除外する。また、介護保険の対象者は40歳以上65歳以下である。

種 類	社会保険加入率
雇用保険	100%
健康保険	100%
介護保険	53%
厚生年金保険	100%
児童手当拠出金	100%

見積段階で従事者の保険適用要否が未確定のため加入率を100%として計上する。但し、介護保険は適用年齢条件を考慮する。但し、上記加入率は、当法人大手企業の調査会議で確認したもの。

(6) 法定福利費の算出式

算出式は、以下の通りである。

法定福利費＝工事費×工事費当りの労務費率（71%）×A

A表

	事業書負担社会保険料率	社会保険加入率
雇用保険	1.050%	100%
健康保険	4.985%	100%
介護保険	0.452%	53%
厚生年金保険	9.150%	100%
児童手当拠出金	0.150%	100%
	15.787%（加入率折込み）	

(7) 消費税の取扱い

法定福利費は、工事費の一部を厚生するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱う。

(8) 算出根拠の見直し

算出根拠となる数値は、毎年度変動する可能性があるため、最新の数値を確認する。

4. 対象

(1) 工事請負契約

標準見積書の活用は、建設業における技能者の労働に関する処遇改善に対するものである。

(2) 作業区分

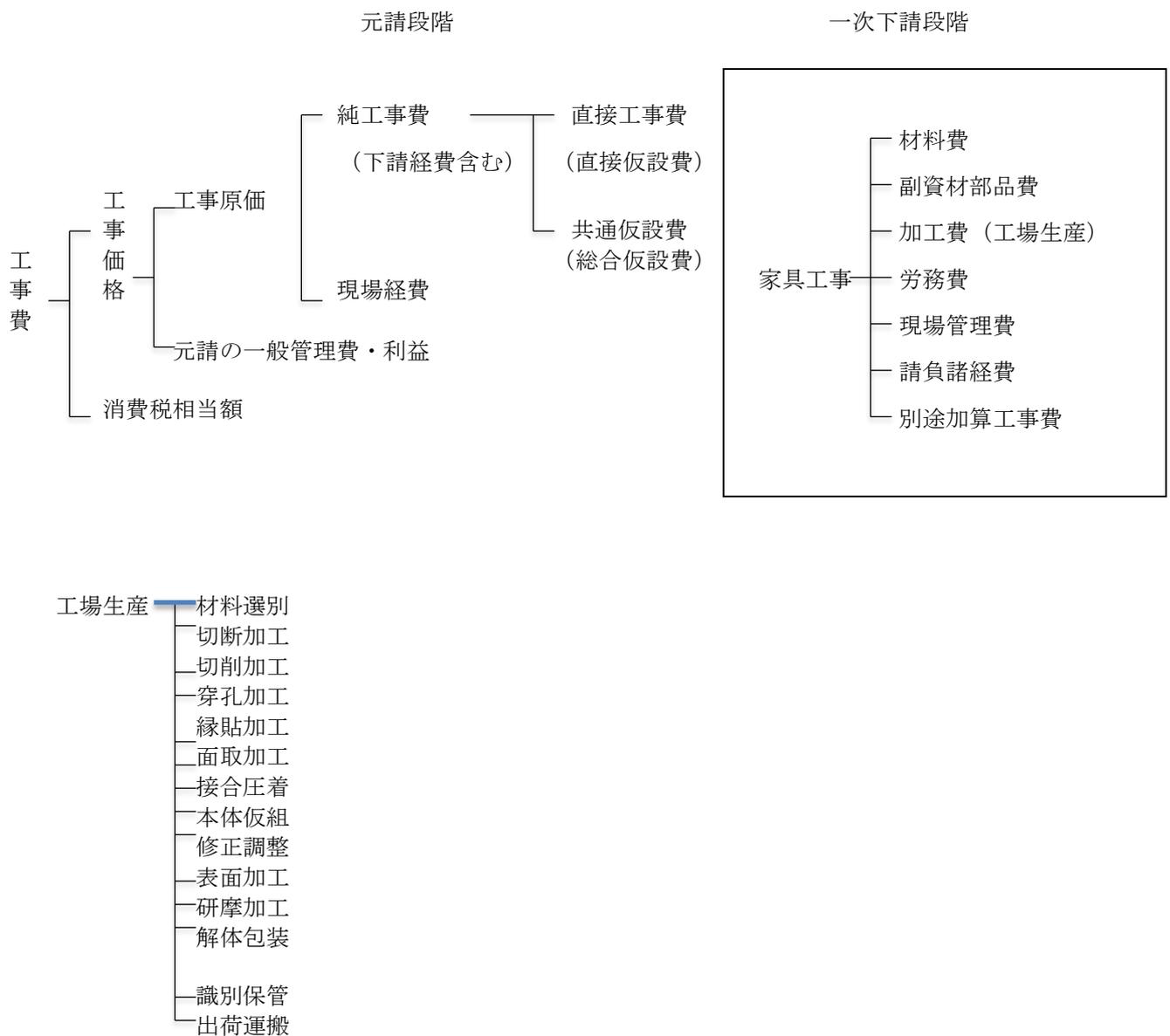
家具工事（家具類の据付き等）に関する作業区分は、別途ガイドラインで明確にする。

参考資料

標準見積書の作成について

標準見積書を活用して、法定福利費を内訳明示した見積書を作成するに当たり、自社の工事経験及び実績等に基づき適切に設定する。

(注1) 一般的な請負高事業の構成



(注2) 労務費及び法定福利費の算出例

労務費の算出例

工 種	数量 (台)	工賃単価	金 額
作業台：各種加工・組立接合・据付			
戸棚：各種加工・組立接合・連結・据付			
造作家具：各種加工・組立接合・造付			
労 務 費 計			

※工賃単価は、公共工事設計労務単価（東京都／2015年4月から適用）

法定福利費の算出例

項 目	摘 要	金 額
健康保険	×4.985%	
介護保険	×0.405%	
厚生年金	×8.7105	
児童手当拠出金	×0.150%	
雇用保険	×1.050%	
事業主負担分 法定福利費計		

各保険料率の根拠

1. 健康保険料率：9.97%（けんぽ）を事業主・被保険者で折半。
2. 介護保険料率：1.55%（けんぽ）を事業主・被保険者で折半。
 事業主・被保険者で折半。対象が40才以上64才以下の割合52.3%を乗じた比率。
 ※ 介護保険料率の算式=1.55%/2×52.3%=0.405%（小数点第3位未満四捨五入）

3. 厚生年金保険料：17.120%を事業主・被保険者で折半。
4. 児童手当拠出金：0.15%を全額事業主負担。
5. 雇用保険料：建設の事業に係る保険料率。

御 見 積 書

〇〇〇〇 御中

株式会社〇〇〇〇
〒
住所
TEL&FAX
担当

下記のとおり御見積申し上げます。

見積金額	
法定福利費	
消費税	
合計金額	

現場名	
現場場所	
工事名	
恋路期間	
支払条件	

見積内訳

製品名	品番	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

法定福利費の内訳

名称	種類	保険料率	加入率	金額(円)	備考
事業主負担額	雇用保険				
	健康保険				
	介護保険				
	厚生年金保険				
	児童手当拠出金				
計					

御 見 積 書

〇〇〇〇 御中

株式会社〇〇〇〇
 〒
 住所
 TEL&FAX
 担当

下記のとおり御見積申し上げます。

見積金額	
法定福利費	
消費税	
合計金額	

現場名	
現場場所	
工事名	
恋路期間	
支払条件	

見積内訳

製品名	品番	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
材料費						
	小計					
工事費						
	小計					
計						

法定福利費の内訳

名称	種類	保険料率	加入率	金額(円)	備考
事業主負担額	雇用保険				
	健康保険				
	介護保険				
	厚生年金保険				
	児童手当拠出金				
計					